

商品販売規約

(本規約の適用)

第1条 本規約の各規定は、当社サービスを利用するために必要な商品の購入(以下、当該商品を販売するサービスを「商品販売サービス」といいます。)を申込み場合に限り、当社と契約者との間で適用されます。当社サービスのうち具体的なサービスにかかる商品の販売については、当該サービスにかかる規約が併せて適用され、当該規約が本規約の規定に優先して適用されます。

(商品販売サービスの内容)

第2条 当社は、契約者に対し、具体的な商品の内容、数量、代金額、代金の支払時期、引渡時期、引渡方法その他商品の売買に必要な条件を別途当社と契約者との間で定めた上、本規約に基づき、当該商品を売却します(以下、本規約において「本サービス利用契約」といいます。)

(引渡し)

第3条 当社は、前項で定めた条件に従い、契約者に対し、商品を引き渡します。

(検収)

第4条

- 1 契約者は、前項に基づく引渡しを受けた日から3営業日以内に、商品内容及び数量の過不足について検査を行い、検査に合格した商品を検収します。商品に契約不適合又は数量不足があった場合、契約者は、速やかに、具体的な契約不適合又は数量不足の内容を示して、当社に通知しなければなりません。
- 2 前項の通知を受けたときは、当社は、自らの判断により、合理的な期間内に、代替品を納品し、商品を修理し、又は部品の交換を行います。なお、契約者は、契約不適合又は数量不足を理由として、商品の代金の減額を請求することはできません。
- 3 契約者が第1項の期間内に第1項の通知を行わなかった場合には、当該商品は、検査に合格したとみなします。

(所有権)

第5条 商品にかかる所有権は、第2条に基づき定めた代金が完済された時点で、当社から契約者に移転します。

(危険負担)

第6条 第3条に基づく引渡し前に生じた商品の滅失、損傷、変質その他の損害は、契約者の責めに帰すべき事由によるものを除き当社が負担します。引渡し後に生じた商品の滅失、損傷、変質その他の損害は、当社の責めに帰すべき事由によるものを除き契約者が負担します。

(契約不適合責任)

第7条

- 1 商品に第4条第1項に定める検査では発見できず、かつ、発見することが期待できない契約不適合があったときは、検収完了後6か月以内に契約者が契約不適合を発見し、その旨を当社に通知した場合に限り、当社は、自らの判断により、合理的な期間内に、代替品を納品し、商品を修理し、又は部品の交換を行います。なお、契約者は、契約不適合を理由として、商品の代金の減額を請求することはできません。
- 2 前項の規定は、契約者による損害賠償請求を妨げません。

(申込みの撤回)

第8条 契約者は、商品販売サービスの申込みを行った後、申込みを撤回することができません。ただし、当社が別途定めるキャンセル料を支払った場合には、この限りではありません。

(存続条項)

第9条 本サービス利用契約が理由の如何を問わず終了した場合でも、本条、第3条ないし第7条は、なお有効に存続します。

以上

○リリースノート

2022/5/11 制定、施行

2023/11/1 改訂

2025/6/20 改訂